

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年8月4日

収支等命令者

佐賀県 文化・観光局 文化課

文化財保護・活用室長 古川 直樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 埋蔵文化財発掘調査報告書作成等業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 業務委託仕様書・特記仕様書等による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日まで
- (4) 履行場所 受託者の作業所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札参加資格名簿（取扱品目に印刷の表記）に登載されている者であること。
- (2) 過去5年以内に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と本業務委託と同規模の埋蔵文化財発掘調査報告書編集作業・校正作業・印刷作業の業務委託に関する契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。ただし、公益財団法人との契約実績は含まない。なお、実績は求めないが梱包作業・発送作業が可能なる者であること。
- (3) 県内に本店、支店又は営業所を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、審査規則第2条第1項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、公告に掲載している審査規則による入札参加資格の決定を受けている者を除く。
- (6) 本業務の入札参加届提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書（様式1）」と「営業概要書（様式2）」「同種業務の履行実績調書（様式3）」を令和7年8月18日（月）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（令和7年8月18日（月）午後5時までに担当課必着）すること。期限までに提出しない者又は競争資格がない者は入札に参加することができない。

提出した資料について説明を求められた場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

※ 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室 文化財調査担当

電話 0952-25-7233

電子メール <bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp>

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和7年8月21日（木）までに通知する。

なお、資格要件を満たさないとした理由に不服がある場合は、事実を知りえた日から5日（県の閉庁日を除く）以内に書面（様式4）により当該理由について説明を求めることができる。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

佐賀県のホームページから入手可能。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札日時並びに場所

ア 日 時 令和7年8月29日(金) 午前10時

イ 場 所 佐賀市城内一丁目1番59号(佐賀県庁 新館11階)
112号会議室

6 入札方法等

(1) 入札の方法

入札は、入札者が「入札書(様式5)」を直接持参することにより行う。ただし、代理人が入札に参加する場合は、入札当日、事前に「委任状(様式6)」を提出すること。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(3) 入札の撤回

入札者は、提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書に記載する金額

当契約の予定価格は消費税及び地方消費税 10 パーセントで算定する。そのため落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届（様式7）」を提出するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

8 業務内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、「質問書」（様式8）により行うこと。

(1) 質問書提出期間

令和7年8月4日（月）から8月18日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 質問書提出方法

質問内容を記入し、下記の問い合わせ先に持参又は電子メールによる。（電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと）

(3) 回答期限

令和7年8月21日（木）

(4) 回答方法

競争入札参加資格確認申請者すべてに電子メールにて回答を送付する。

9 問合せ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室（担当：文化財調査担当）

T E L 0952-25-7233

電子メール <bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp>